

男女府第 2 1 2 7 号
平成 2 8 年 2 月 2 6 日

各消費生活協同組合（連合会） 代表理事 様

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課長
（ 公 印 省 略 ）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行について（情報提供）

標記について、別添のとおり厚生労働省から情報提供がありましたので、お知らせします。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）が、本年 4 月 1 日から全面施行され、生協においても、常時雇用する労働者の数が 300 人を超える場合は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定等が義務付けられることとなります。

常時雇用する労働者の数が 300 人以下の生協は、一般事業主行動計画の策定等が努力義務となります。

つきましては、一般事業主行動計画の策定等に遺漏がないよう、よろしくをお願いします。

なお、送付資料等は下記ホームページにも掲載しています。

記

ホームページ : <http://www.pref.osaka.jp/danjo/seikyuu/>

| |
|---|
| 担 当 : 大阪府府民文化部男女参画・府民協働課 府民協働グループ 馬本 電 話 : 0 6 - 6 2 1 0 - 9 2 6 7 F A X : 0 6 - 6 2 1 0 - 9 3 2 2 |
|---|